誓　約　書

（指定工事店用）

令和　　年　　月　　日

逗 子 市 長

私（法人にあっては、役員を含む。）は、逗子市下水道条例第５条第４項第１号から第４号までのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

住　　所

商号（名称）

代表者氏名

（逗子市下水道条例抜粋）

2　指定工事店として市長の指定を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1)　責任技術者（第６条の２第２項の規定により登録されている者をいう。以下同じ。）で専属して従事するものを１名以上有していること。

(2)　工事の施工に必要な設備及び機材を有していること。

(3)　神奈川県内に営業所を有していること。

3　（省略）

4　第２項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、指定工事店の指定を受けることができない。

(1)　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2)　第８項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して２年を経過していない者

(3)　業務について不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者

(4)　精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(5)　法人にあっては、代表者又は役員に第１号から前号までのいずれかに該当する者があるもの